

令和7年度 ブライツ企業を募集します！

募集期間

6/16(月)～7/15(火)17時必着

H28,R1,R4年度認定の企業様は更新申請が必要です

認定のメリット

- ★企業の信頼向上
- ★情報発信による認知度アップ
- ★県主催企業説明会等への優先参加 等

審査項目

- ・ 正社員の平均年間離職率
- ・ 34歳以下の正社員採用実績の有無
- ・ 正社員1人当たりの月平均所定外労働時間
- ・ 多様な働き方を支援する制度実施の有無
- ・ 職場定着のための支援策実施の有無 など

20の審査項目で審査します！



©2010 熊本県くまモン

ブライツ企業とは

働く人がいきいきと輝き、安心して働き続けられる企業のこと。

以下4つの基本的要件に関連する複数の審査項目で審査します。



従業員と
その家族の
満足度が高い



地域社会・
地域経済への
貢献度が高い



地域に雇用を
生み出している



安定した経営を
行っている

応募には、応募要件をすべて満たす必要があります。応募要件について、裏面もご覧ください！

応募要件 ※応募には、必ず全ての要件を満たす必要があります。

- (1) 正社員の採用に関する権限がある事業所を熊本県内に有する法人、個人事業主又は企業組合で、雇用保険及び社会保険への加入があり、就業規則を整備している。
※1「法人」とは、国及び法人税法の別表第一（公共法人）に掲げる法人以外のものをいう。
※2「企業組合」とは、中小企業等協同組合法第3条第4号に規定されたものをいう。
- (2) 過去3年の間に正社員の採用実績がある。
- (3) セクシャルハラスメント、パワーハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務並びに育児休業等に関するハラスメント防止措置義務を講じている。
- (4) 過去3年の間に法人等の都合による解雇を行っていない。
- (5) 過去3年の間に労働関係法令に違反して労働基準監督署から送検されておらず、現在、違法な時間外労働や賃金不払（残業代含む）等を行っていない。また、労働関係法令に違反して刑事処分を受けたことがある場合は、処分の終了から3年以上経過している。
- (6) 労働保険、社会保険及び県税等租税公課の滞納がない。
- (7) その他、公序良俗に反する行為及び過去に重大なコンプライアンス違反を行っていない。ただし、処分が終了し、社会的信頼を得られた企業は除く。
- (8) 労働者全員に応募及び応募書に記載の内容について周知した上で、労働者の過半数を代表する者から同意書を徴している。（労働者の過半数で組織する労働組合がある場合は、労働組合の代表者からの同意書でもよい。）
- (9) 今後3年以内に正社員の採用予定がある。
- (10) S D G s（持続可能な開発目標）達成につながる企業活動等に取り組んでいる。

応募書様式のダウンロードや応募要件・審査項目の詳細についてはこちら▽

<https://www.pref.kumamoto.jp//soshiki/62/238262.html>



認定について

- ・ ブライト企業認定基準を満たした企業をブライト企業として、ブライト企業よりも更に上位の基準を満たした企業をプラチナブライト企業として認定します。
- ・ 審査及び認定基準の審議は、熊本県労働審議会において行います。
- ・ 認定を受けた企業には、認定証を交付します。
- ・ 令和7年度の認定時期は10月中旬頃の予定です。
- ・ 認定の有効期間は、認定日から3年間です。



熊本県ブライト企業PLUSチャンネル

ブライト企業をPRするため、県で紹介動画を作成しています。
これまでに作成した動画はこちらから。

https://www.youtube.com/channel/UCR_HFVf9LgKkJ34zcEeg-xw

熊本県労働雇用創生課主催の就職関係イベント

- 主に大学生等を対象とした企業説明会
- 高校教諭と企業の意見交換会
- ブライト企業向けセミナー など

お問い合わせ/熊本県 労働雇用創生課

電話 096 - 333-2341（直通）

E-mail bright@pref.kumamoto.lg.jp



©2010 熊本県くまモン



©2010 熊本県くまモン